



原町小だより「はらまち」

川口市立原町小学校
全校児童数434名



— すべての子供が学ぶ喜びを感じる、笑顔あふれる原町小学校 —

HPアドレス <https://haramachi-kawaguchi.edumap.jp/>

原町小学校マスコットキャラクター
はらまっち

虐待・体罰のない教育を！

校長 山形 崇

10月19日(土)に行われた運動会は天候にも恵まれたたくさんの保護者の皆様にご覧いただきました。子供たちへの声援、励ましの言葉をいただきとても嬉しく思いました。ありがとうございます。コツコツと練習を重ね、子供たちは仲間と協力し、一生懸命に練習してきました。その成果を発揮することができ、どの子供たちも笑顔が溢れていました。また、運動が苦手な友達を応援したり、互いに励ましたりする思いやりのある子供たちの姿も見られました。今後さらに様々な場面で成長していく子供たちの姿を披露出来ることを願っています。

さて、全国では児童虐待や体罰に関する相談件数は増加し続けているそうです。

初めは「しつけ」のために軽く叩く程度だったものが、子供が言うことを聞かないためにエスカレートして、虐待となってしまうこともあるそうです。「言葉だけでは伝わらないので、しつけとして体罰や怒鳴りつけることは仕方がない」と考えることがあるかもしれませんが、その行動は常に子供を傷つけ成長を妨げてしまうそうです。

体罰を受けていた子供は「落ち着いて話を聞けない」「約束を守れない」「集中できない」「我慢ができない」などのリスクが高まるという研究結果が報告されています。大人への恐怖心から一時的に言うことを聞いても、子供が自分で考えたり、学んだりしている訳ではありません。むしろ暴力的な言動の見本を示すこととなり、子供自身も友達や他の人に対して、叩いたり怒鳴ったりすることを学んでしまいます。体罰による恐怖心・不信感から、子供が大人との間に信頼関係を築くことができず、必要なときに悩みを相談することが難しくなり、トラブルや非行、犯罪被害など重大な問題に発展してしまうおそれもあるそうです。

- 言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた。
- 大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた。
- 友だちを殴ってケガをさせたので、同じように子供を殴った。
- 他人のものを取ったので、お尻を叩いた。
- 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった。
- 掃除をしないので、雑巾を顔に押しつけた。

**これらはすべて
体罰です。**

体罰以外でも、著しく監護を怠ること(ネグレクト)や子供の前で配偶者に暴力をふるったり、著しい暴言や著しく拒絶的な対応をしたりすること等についても虐待です。また、怒鳴りつけたり、子供の心を傷つけたりする暴言等も子供の成長・発達に悪影響を与える可能性があります。

- ・冗談のつもりで、「お前なんか生まれてこなければよかった」など、子供の存在を否定するようなことを言った。
- ・やる気を出させるという口実で、きょうだいを引き合いにしてけなした。

**子供の心を傷つける
行為です。**

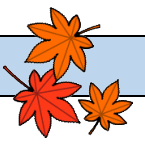
体罰等によらない子育てのために、厚生労働省「体罰によらない子育てのために」(令和2年2月)では以下のように、子供との関わりの工夫が紹介されています。

- 1 子供の気持ちや考えに耳を傾けましょう。
- 2 「言うことを聞かない」にもいろいろあります。
- 3 子供の成長・発達によっても異なることがあります。
- 4 子供の状況に応じて、身の周りの環境を整えてみましょう。
- 5 注意の方向を変えたり、子供のやる気に働きかけたりしてみましょう。
- 6 肯定文でわかりやすく、時には一緒に、お手本を見せましょう。
- 7 良いこと、できていることを具体的に褒めましょう。

運動会で素晴らしい演技を見せ、見る人に感動を与えた子供たちは、自らが良い演技にしようと考え、話し合い、努力していました。それは「体罰」などの圧力では成せないことです。これからも子供たちに寄り添い、やる気を引き出せる原町小学校でありたいと思います。

11月の行事予定

1	金	彩の国教育の日 6年修学旅行2日目 給食試食会(1年生保護者対象) 月曜時間割	16	土	公開音楽会 特別日課 4時間授業 学校運営協議会
2	土	開校記念日	17	日	
3	日	文化の日	18	月	振替休業日
4	月	振替休日	19	火	
5	火		20	水	なかよし遊び 5・6年委員会活動
6	水	5年選別脊柱側わん検査 1～4年生5時間授業 5・6年委員会活動	21	木	学級の時間 業間運動
7	木	朝会 学力向上訪問	22	金	全学年5時間授業 スクールカウンセラー来校日
8	金	1年校外学習(東武動物公園)	23	土	勤労感謝の日
9	土	川口市花火大会	24	日	
10	日		25	月	朝読書
11	月	朝読書・読み聞かせ 代表委員会 ※教育実習(11/11～12/9)	26	火	全学年5時間授業 5・6年懇談会
12	火		27	水	就学時児童健康診断(11時40分下校)
13	水	4～6年クラブ活動 1～3年生5時間授業	28	木	学級の時間 全学年5時間授業 業間運動 3・4年懇談会
14	木	県民の日	29	金	
15	金	校内音楽会	30	土	



12月の主な行事予定

- 3日(火) 1・2年・なかよし学級懇談会
- 4日(水) 持久走大会
全学年4時間授業(給食後 下校)
- 5日(木) 持久走大会予備日・業間運動
全学年5時間授業
- 6日(金) なかよし学級作品展見学
- 9日(月) 1・2年体重測定 特別日課
- 10日(火) 3・4年体重測定 特別日課
- 11日(水) 5・6年なかよし 体重測定
全学年5時間授業 特別日課

- 12日(木) 特別日課
 - 13日(金) 特別日課
 - 16日(月) 学級の時間
 - 19日(木) 人権集会
 - 20日(金) 給食最終日 スクールカウンセラー来校日
 - 23日(月) 特別日課4時間 大掃除
 - 24日(火) 特別日課4時間 第2学期終業式
 - 25日(水)～1/7(火) 冬季休業日
- ※予定は、変更になる場合もございます。ご了承ください。

児童帰宅時刻について

11月～3月は放課後の帰宅時刻は16:30です。日暮れが早くなっています。ご家庭でも帰宅時間にご注意ください。

彩の国教育の日

県では、教育に関する理解を深めていただくため、11月1日を「彩の国教育の日」、1日から7日までを「彩の国教育週間」としています。期間中は、県や市町村、社会教育施設、各種団体等で、親子向け体験教室などの事業を実施しています。ぜひご参加ください。詳しくは県ホームページをご覧ください。

「彩の国教育の日」で 検索

11月は「いじめ撲滅強調月間」です

いじめられた子供には心身に深刻な被害が生じることがあります。いじめは重大な人権侵害であり、決して許されることではありません。埼玉県では、11月を「いじめ撲滅強調月間」と定め、いじめ問題の根絶に取り組んでいます。いじめを受けていたり、いじめに気が付いたりしたら一人で悩まず相談・通報してください。

(別紙参照…

ホームページに掲載しております)



11月2日は、原町小学校の誕生日(はらまっちの誕生日)

11月2日は、原町小学校の誕生日(開校記念日)です。原町小学校は65年目になりました。昭和34年に飯仲小学校・仲町小学校から分かれ、市内17番目の学校として開校しました。校舎が完成した、11月2日を開校記念日としました。校章は、昭和35年に制定しました。なでしこの花をかたどって、次のような原町小の子どもになってもらいたいということを願って作られています。

- 1 ことばづかひや礼儀の正しい子ども
- 2 自分から進んで仕事をする子ども
- 3 衛生に注意し、心身ともに強い子ども
- 4 明るいすなおな子ども
- 5 仲良く助け合う子ども

校歌は、昭和38年に制定しました。

また、11月2日は「はらまっち」の誕生日です。「はらまっち」は、5年前、原町小60周年記念行事で誕生しました。「学校のマスコットがほしい」という子供たちの声に応えて、3つの案の中から投票の結果、荒川堤防のクリーンベルトを守る妖精(はらまっち)が選ばれました。



はらまっち相談コーナー

10月のいじめに関するご相談は、24件でした。いじめに限らず、悩みや相談がある場合は、いつでもご相談ください。(相談は誰にしてもかまいません。)

【お願い】

来年度に向けて児童数・学級数の把握をしています。転居等で転出の御予定がある方は、**新住所がはっきりしない場合も、早めに担任へお知らせください。**また、急遽転居等が決まった場合も、早めにお願ひします。学区内に転居した場合も通学班の確認等を行いますのでお知らせください。

11月は「いじめ撲滅強調月間」です

いじめられた子供には心身に深刻な被害が生じることがあります。いじめは重大な人権侵害であり、決して許されることではありません。埼玉県では、11月を「いじめ撲滅強調月間」と定め、いじめ問題の根絶に取り組んでいます。いじめを受けていたり、いじめに気が付いたりしたら一人で悩まず相談・通報してください。



相談窓口等

○彩の国 よりそうみんなの電話・メール教育相談（埼玉県立総合教育センター）

【相談内容 いじめ、不登校、学校生活】

18歳以下の子供用（無料）#7300 なやみゼロゼロ 又は 0120-86-3192 ハロー さいのくに

保護者用 048-556-0874 こころおはなし

（毎日24時間）

Eメール相談 soudan@spec.ed.jp

※Eメール相談の受信確認及び返信は、平日9時から17時の時間帯に行っています。
受信の日時によって、土・日や祝日ははさんでからの返信となります。



○いじめ通報窓口（埼玉県教育委員会）

【通報内容 いじめに関すること】

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/ijime-soudan-form.html>

※この窓口は「いじめ」についての情報提供を受けることが目的であり、相談に対する返信は行いません。

※通報された情報は学校に提供します。学校はあなたが送信したことがわからないように調査・対応します。



○埼玉県警察少年サポートセンター

【相談内容 非行やいじめ、犯罪被害等の少年問題に関する心理面の相談（カウンセリング等）】

（月～金／祝日・年末年始を除く 8時30分～17時15分）

048-861-1152 「少年用・ヤングテレホンコーナー」

048-865-4152 「保護者等用」

※面接相談は要予約

○子どもスマイルネット（埼玉県こども安全課）

【相談内容 いじめなどこどもに関するあらゆる相談（本人・保護者等からの相談）】

（毎日／祝日・年末年始を除く 10時30分～18時00分）

048-822-7007

※いじめなどこどもの権利侵害に関する悩みは、「埼玉県子どもの権利擁護委員会」が力になります。（面接相談（予約制））



○社会福祉法人 埼玉いのちの電話

【相談内容 どんなことでも】

048-645-4343（365日24時間）

0120-783-556 フリーダイヤル（毎日16時～21時）と

（毎月10日8時～翌日8時）

0570-783-556 ナビダイヤル（毎日10時～22時）

インターネット相談 埼玉いのちの電話ホームページからアクセス



○特定非営利活動法人 さいたまチャイルドライン

【相談内容 どんなことでも】

18歳以下の子供専用（無料）

電話 0120-99-7777（毎日16時～21時）

オンラインチャット <https://childline.or.jp/>（火～土、第1・3月曜16時～21時）

○こころの健康相談統一ダイヤル

【相談内容 こころの健康の相談】

（平日・休日ともに24時間対応）

電話番号 0570-064-556（おこなおう、まもろうよ、こころ）

*さいたま市の方は平日9時～17時、18時30分～22時

○埼玉県こころの電話（埼玉県立精神保健福祉センター）

【相談内容 心の健康の相談】

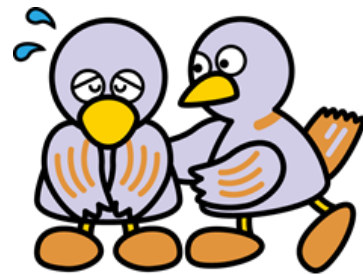
（月～金／祝日・年末年始を除く 9時～17時）

048-723-1447

*さいたま市のお住いの方は「さいたま市こころの電話」へ

月～金／祝日・年末年始を除く 9時～17時

電話番号 048-762-8554



○埼玉県 SNS 相談 こころのサポート@埼玉

【相談内容 こころに関する相談内容を何でも（LINE で心理カウンセラーへ相談）】

（毎日19時～23時 受付は終了30分前まで）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/suicide/sns.html>



○こどもの人権110番（さいたま地方法務局）

【相談内容 こどもの人権】

（平日8時30分～17時15分）

（無料）0120-007-110

◇こどもの人権SOS-eメール

<https://www.jinken.go.jp/kodomo>

お問い合わせ 埼玉県県民生活部青少年課 TEL048-830-2907

